

行財政改革大綱の素案について

パブリックコメントで 皆さんの意見を募集



効率のよい行財政改革のためご意見を

本紙6月1日号6でお知らせした、行財政改革大綱の素案についてパブリックコメントを実施します。

この素案は来年度からの行財政改革を進めるための基本方針となるものです。皆さんの意見をお寄せください。いただいた意見は、本市の考えとともにホームページ、市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館で公表しますが、個別の回答はしません。

なお、パブリックコメントとは、市が立案する政策の内容や主旨を公表して市民の皆さんから意見を求め、それを踏まえて意思決定するとともに、意見の概要やそれに対する市の考えなどを公表するものです。このパブリックコメントで市

民の皆さんの意見を踏まえた大綱を策定します。その後、大綱に基づく行財政改革実施計画の素案を作成し、大綱と同じ手続きを経て、本年度中に実施計画を策定します。

期間 8月5日～31日 資料の閲覧場所 市役所情報公開コーナー・行政管理課、各支所・地区公民館、また、本市ホームページにも掲載 意見の提出 所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接または、市役所行政管理課へ郵送、ファクス(224 3003)・Eメール(gyoukan@city.nagasaki.jp)

問い合わせは行政管理課 890 6537へ。

安全性確保のため9月1日から

必要です建築物中間検査

対象建築物

二階以上の木造戸建て住宅で、床面積が百平方メートルを超え、三階以上の鉄骨造で床面積が五百平方メートル以上。

検査を受ける時期

は屋根の小屋根工事と構造耐力上主要な軸組工事が完了したとき、一階の建て方工事が完了したとき。

検査の申請

検査時期に達してから四日以内に手数料を添えて市役所建築指導課へ申請してください。

問い合わせは同課 890 6753へ。

「道路ふれあい月間」「道の日」に

機能や大切さを見直そう

人に優しい道づくりを推進

八月は「道路ふれあい月間」。また、八月十日は「道の日」です。毎日、多くの人々が利用する道路は、通行や輸送に使われるだけではなく、電気が電話のケーブル、上下水道やガスの供給管などが埋められている、わたしたちの暮らしに欠かせない生活基盤です。

この機会に、普段見過ごされがちな道路の機能、大切さをもう一度見直し、道路を大切にしましょう。

不法占用の禁止

道路は、みんなが利用している大切な共有の財産です。安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが次の点を守ってください。

い。

商品や看板、自動販売機などを置かない。自転車やバイク、自動車を放置しない。庭からはみ出している樹木などはせん定する。エアコンの室外機を設置しない。宅地へ出入りするための鉄板や斜めのブロックを置かない。舗装工事後、原則として三年間は掘り返さない。工事用の足場を設置するときや、出入りのための歩道や縁石の切り下げなど、工事のときは、道路管理者の許可や承認を受ける。問い合わせは道路管理課 890 6809へ。